

平 2 7 教 安 体 第 1 8 3 号  
平成 2 7 年 (2015 年) 5 月 8 日

山口県学校薬剤師会  
会長 沖田 敏宜 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（送付）

このことについて、本年も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱（プール熱）の流行が予想されます。

については、別紙写しのとおり各市町教育委員会及び県立学校宛て送付しましたのでお知らせします。

学校安全・体育課 こども元気づくり班  
担当 村 藤 智 子  
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737  
E-mail : murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp





平 2 7 教 安 体 第 1 8 3 号  
平成 2 7 年 (2015 年) 5 月 8 日

各市町教育委員会  
学校保健主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

咽頭結膜熱 (プール熱) に関する対策について (依頼)

このことについて、本年度も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱 (プール熱) の流行が予想されます。

つきましては、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、別紙「咽頭結膜熱 (プール熱) について」を参照され、適切に対応いただくとともに、貴管内の幼稚園、小中学校へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

学校安全・体育課 こども元気づくり班  
担当 村 藤 智 子  
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737  
E-mail: murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp





平 2 7 教 安 体 第 1 8 3 号  
平成 2 7 年 (2015 年) 5 月 8 日

各 県 立 学 校 長 様

学 校 安 全 ・ 体 育 課 長

咽 頭 結 膜 熱 (プ ール 熱) に 関 する 対 策 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て、学 校 に お け る 咽 頭 結 膜 熱 の 感 染 拡 大 防 止 の た め、別 紙 「咽 頭 結 膜 熱 (プ ール 熱) に つ い て」 を 参 照 さ れ、適 切 に 対 応 さ れ ま す よ う よ ろ し く お 願 い し ま す。

学 校 安 全 ・ 体 育 課 こ ど も 元 気 づ く り 班  
担 当 村 藤 智 子  
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737  
E-mail : murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp



## 咽頭結膜熱（プール熱）について

### 1 咽頭結膜熱とは

発熱、結膜炎、咽頭炎を主症状とする疾患。プールを介して流行することが多いので「プール熱」とも呼ばれるが、プールのみで感染するものではなく、飛沫・接触感染する。夏期に多く、幼児から学童に好発する。

病原体	アデノウイルス
潜伏期間	2～14日
感染経路 感染期間	飛沫感染、接触感染。プールでの目の結膜からの感染もある。ウイルス排出は初期数日が最も多いが、その後、数か月排出が続くこともある。
症状	高熱（39～40℃）、咽頭痛、頭痛、食欲不振を訴え、これらの症状が3～7日間続く。咽頭発赤、頸部・後頭部リンパ節の腫脹と圧痛を認めることもある。眼の症状としては、結膜充血、流涙、まぶしがる、めやに、耳前リンパ節腫脹などがある。

(抜粋：「学校において予防すべき感染症の解説」平成25年3月 文部科学省)

### 2 学校での対応

- (1) 平素から出欠状況の把握と健康観察を十分に行うとともに、学校や地域における患者発生状況を把握する。下痢等の体調不良者は水泳をみあわせる。
- (2) 児童生徒及び教職員へ咽頭結膜熱に関する正しい知識と予防方法の周知を図る。また、普段から手洗いやうがいを励行し、ハンカチやタオルを共用しない等、予防のための指導を充実させる。
- (3) 学校プールでの感染性眼疾患の発生の予防指導やプールの衛生管理に努める。
  - ① プールの残留塩素濃度を常に0.4mg/L～1.0mg/Lに維持する。
  - ② 水泳前後のシャワーの励行や水泳終了後水道水で簡単に眼のまわりを洗うよう指導する。
  - ③ タオルなど眼に触れるものを共用しないよう指導する。
  - ④ 結膜の充血、めやに等は充分チェックする。
- (4) 感染した場合
  - ① 学校保健安全法で、学校において予防すべき感染症の第二種に指定されており、出席停止の期間の基準は、主要症状が消退した後2日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。
  - ② 感染性の眼疾患は、医師の指示があるまで水泳禁止とする。
- (5) プールを介しての流行時の対応
 

プールを介しての流行時は、プールを閉鎖する必要もあることから、学校医、学校薬剤師に相談する。また、閉鎖時のプールの消毒、再開の時期についても相談のうえ、適切な対応を行う。
- (6) アデノウイルスの消毒法
  - ① 手指 … 流水と石けんによる手洗い、70～90%エタノール
  - ② 器具 … 煮沸、次亜塩素酸ナトリウム（金属類には不可）